

2019年8月28日

8月27日の報道に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2019年8月27日、りんくうの湯に対する不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令に関する報道にありました、工業用水の浴場での使用についてお知らせいたします。

りんくうの湯では工業用水を受水後、ろ過と塩素処理を行い、公衆浴場法に規定する水質基準を満たし、浴場で使用しております。受水した工業用水の水質は定期的に分析機関に検査を依頼し、検査結果を脱衣室に掲示（名称：浴槽水水質検査成績書）しております。

浴場の水質については法令（公衆浴場法第3条第2項）に基づき管理しておりますので、お客様におかれましては安心してご利用いただけます。

このたびは、お客様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

■添付資料

1. 平成30年度公衆浴場等立入検査結果について
2. 浴用水水質検査成績書

りんくうの湯